

霞ヶ浦会館照明設備改修工事

A-01	改修特記(R4_1章～3章)
A-02	改修特記(H31_4章～5章)
A-03	改修特記(R4_6章～8章)
A-04	改修特記(H31_個人情報取扱注意事項)
A-05	案内図
A-06	配置図
E-01	送電系統図
E-02	_LED照明器具姿図
E-03	1階既設照明器具配置図
E-04	1階改修照明器具配置図
E-05	1階屋外照明器具配置図
E-06	3・4階照明器具配置図

霞ヶ浦会館照明設備改修工事 工事特記仕様書																																												
総 則 工 事 概 要 1. 工事場所 三重県四日市市大字羽津甲5162番地の1 2. 工事種目 霞ヶ浦会館照明設備改修工事 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 部分完成 ○無 ・有 () 部分引渡し ○無 ・有 () 1) 保険及び保証 ○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) ・任意にて加入 2) 建設共済等 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。				①発生材の処理 ①交通安全管理 ②建築材料等 ③化学物質を発散する建築材料等	○振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ○音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ・工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ○同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。 ・2020/ / ~ / は工事を行わないこと。 ・工事期間は、 / ~ / とする。尚、 / ~ 工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ・引渡しを要するもの() [1.3.12] ○特別管理産業廃棄物 ※無 ・有 () 処理方法 () ○特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ○特定建設資材以外の搬出 ・構外搬出適正処理 ※ 廃棄物管理票(マニフェスト) 確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土(50m3以上)を搬出する場合は、書面にて処分地の報告(位置図等)を行うこと。 また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 交通誘導員 ※配置する 名以上(大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9] ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5] () 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブテル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S 及びJ A S のF ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第2 0 条の7 第4 項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S 規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤利用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S 及びJ A S のF ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第2 0 条の7 第3 項による国土交通大臣認定品 ③旧J I S のE o規格品 ④旧J A S のF c o規格品 改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上り施工 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置	⑬ 完成図 ⑭ 記 録 ⑮ 設備工事との取合い 16 設計G L 17 完成引渡し後の点検 18 随時検査 19 施工体制台帳の提出 2 章 仮 設 工 事 ① 足場その他 2 養生その他 3 仮設間仕切り 4 監督職員事務所 ⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力 3 章 防 水 改 修 工 事 1 既存下地の補修及び処置 2 アスファルト防水	・提出する ※提出しない [1.8.1~3] 種類 ※改修標仕 表1.8.1による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・ 工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1 部 ※工程写真 各工程毎 1 部 ※竣工写真 ※内部、外部 2 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。 施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ※図示のベンチマーク(B. M) mm (現状地盤はB. M mm) かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。 予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。 内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 ・ [2.2.1] 外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ○行う 騒音・粉じん等の対策 ・行わない ○行う(・防音パネル ・防音シート) [2.1.3] 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示) (a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1] <table><tr><th>種別</th><th>下 地</th><th>仕上材(厚さ mm)</th><th>充てん材</th><th>塗 装</th></tr><tr><td>・A種</td><td>※軽量鉄骨</td><td>・合板(※9.0 ・)</td><td></td><td>※無し</td></tr><tr><td>・B種</td><td>・木下地</td><td>※せつこうボード(※9.5 ・)</td><td>厚さ mm</td><td>・片面</td></tr><tr><td>・C種</td><td>単管下地</td><td>防災シート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>仮設扉</td><td>※木製扉</td><td>・合板張り程度</td><td></td><td>※無し</td></tr><tr><td></td><td>・鋼製扉</td><td>・片面フラッシュ程度</td><td></td><td>・有り</td></tr></table> ・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 m程度 ・仕上げ:床 ・壁 ・天井 程度) 構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ○無償) ・利用できない 構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ○無償) ・利用できない ※図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない [3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10] <table><tr><th>防水改修工法の種類</th><th>施 工 箇 所</th><th>新規防水層の種類</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所 改修用ドレン ※設ける (箇所)※銅製 ・鉛製 ・設けない [3.2.5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) 厚さ(mm) ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ(mm) ※35 乾式保護材 製造所の仕様による・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 保護コンクリート仕上り平たんさ種別 ・a種 ・b種 ・c種 [3.3.5][8.1.4][表8.1.5] 仕上塗装(P2A,M3D,POD,PODI,M3DI,M4DI,工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識 ※設ける ・設けない	種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)		※無し	・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5 ・)	厚さ mm	・片面	・C種	単管下地	防災シート			仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し		・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り	防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種類				
種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装																																								
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)		※無し																																								
・B種	・木下地	※せつこうボード(※9.5 ・)	厚さ mm	・片面																																								
・C種	単管下地	防災シート																																										
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し																																								
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り																																								
防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種類																																										
※産業廃棄物税			※暴力団等不当介入に関する事項			2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務																																						
1. 契約の解除			四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)			(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。																																						
本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、			第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく			(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。																																						
請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象とな			入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。			(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。																																						
った場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付																																												
して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求す																																												
ることができる。																																												

霞ヶ浦会館照明設備改修工事			訂正：備考			四日市建築防災設計			改修特記仕様書1			scale Non		no					
						三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F			approved y.miyata			check		drawn y.miyata		date 2,025 年 03月 27日		A-01	
						三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信													

4章
外壁改修工事

①施工数量調査

調査範囲・既存モルタル面・躯体コンクリート面・図示の範囲[1.5.2]
調査内容ひび割れ(0.2mm以上)の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。
調査報告書の部数※1部

②改修工法の種類

3ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法(・モルタル面・躯体コンクリート面)[4.1.4][4.3.4]
注入工法の種類ひび割れ幅(mm)注入口間隔(mm)注入量(cc/m)備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法0.2以上～1.0未満※200～300※
・手動式エポキシ樹脂注入工法0.2以上～0.3未満※50～100※40
・機械式エポキシ樹脂注入工法0.3以上～0.5未満※100～200※70
0.5以上～1.0未満※150～250※130
注入材料※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)検査(コア抜き)・行わない
※行う(抜き取り部の補修方法:)
・ウカットシール材充填工法[4.1.4][4.2.2][4.3.5]
充填材料※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材・可とう性エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタルの充填※行う・行わない
・シール工法[4.1.4][4.2.2][4.3.6]
シール材料・パテ状エポキシ樹脂・可とう性エポキシ樹脂
※充填工法[4.1.4][4.2.2][4.3.7]
充填材料・ポリマーセメントモルタル(・モルタル面・コンクリート面・CB面)・エポキシ樹脂モルタル(・)
・モルタル塗替え工法(改修標仕4.2.2(7)による)

4欠損部改修工法

5浮き部改修工法

⑥既存塗膜等の除去及び下地処理

7仕上塗材仕上げ

8設計数量

既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法[4.6.3][表4.6.2～5]
工法処理範囲下地面の補修
・サンダー工法※既存仕上面全体・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法※既存仕上面全体・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法※既存仕上面全体・欠損部改修工法
・水洗い工法※上記処理範囲以外の既存仕上面全体
下地調整材[4.2.2][4.6.3]
※下地調整塗材・ポリマーセメントモルタル・防水形仕上げ塗材主材を使用
種類、仕上げの形状、工法[4.1.4][4.2.2][表4.2.4～5]
種類呼び名仕上げの形状
・薄付け仕上塗材・外装薄塗材E・砂壁状・着色骨材砂壁状
・可とう形外装薄塗材E・砂壁状・ゆず肌状・
・防水形外装薄塗材E・ゆず肌状・凹凸状
・複層仕上塗材・複層塗材CE・ゆず肌状・凸部処理・凹凸状上塗材・水系アクリル
・複層塗材E・水系アクリルシリコン
・複層塗材RE・外観・つやあり・つやなし
・防水形複層塗材CE・メタリック
・防水形複層塗材E・防水形の増塗材・行う
・可とう形改修用仕上塗材・可とう形改修塗材E
菊水化学工業(株)
下塗り材「ワトバグ」+上塗り材「ビュトア」
エスケー化研(株)
下塗り材「水性ワト」+上塗り材「水性20」
スズカフイン(株)
下塗り材「ワト」+上塗り材「水性」
上記同等品とする
※塗工法はローラー塗りとする
※塗工工程及び塗布量はメーカー仕様による
同、下塗り材の塗布量は薄塗法を適用する

外壁部位種類工法数量備考
・コンクリート打放し面・ひび割れ※ウカットシール材充填工法・
・欠損部※エポキシ樹脂モルタル充填工法・
・モルタル塗り仕上げ面・ひび割れ※ウカットシール材充填工法・
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法・
・欠損部※充填工法・
・浮き部※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法・
※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。
尚、数量の10%を超える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。

1改修工法
・かぶせ工法・撤去工法(・引き抜き工法・はつり工法)[5.1.3]
2見本の製作等
・建具見本の製作・特殊な建具の仮組[5.1.5]
3アルミニウム製建具
外部に面する建具(フロントサッシは除く)[5.2.2][表5.2.1]
種別耐風圧性気密性水密性枠見込み(mm)施工箇所
・A種S-4A-3W-4※70※図示
・B種S-5
・C種S-6A-4W-570・100
表面処理※BB-1種・BB-2種(※「」系・「」)
内部建具[5.2.4][表5.2.2]
表面処理※AC-1又はBB-1種・AC-2又はBB-2種(※「」系・「」・「」)
防虫網[5.2.3]
網の種類※ステンレス(SUS316)製・合成樹脂製・ガラス繊維入り合成樹脂製
形式※可動式・固定式
外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による)[5.3.2][表5.3.1]
種別耐風圧性気密性水密性枠見込み(mm)施工箇所
・A種S-4A-4W-4・70※図示
・B種S-5
・C種S-6W-5・100
・防音ドアセット及び防音サッシの適用種別・T-A種・T-B種[5.3.2][表5.3.2]
・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用種別・H-A種・H-B種・H-C種[5.3.2][表5.3.3]

6鋼製建具
7鋼製軽量建具
8ステンレス製建具
9建具用金物
10自動ドア開閉装置
11自閉式上吊り引戸装置
⑫重量シャッター
13軽量シャッター
14その他のシャッター
15ガラス
16ガラスの留め材
17ガラス用フィルム

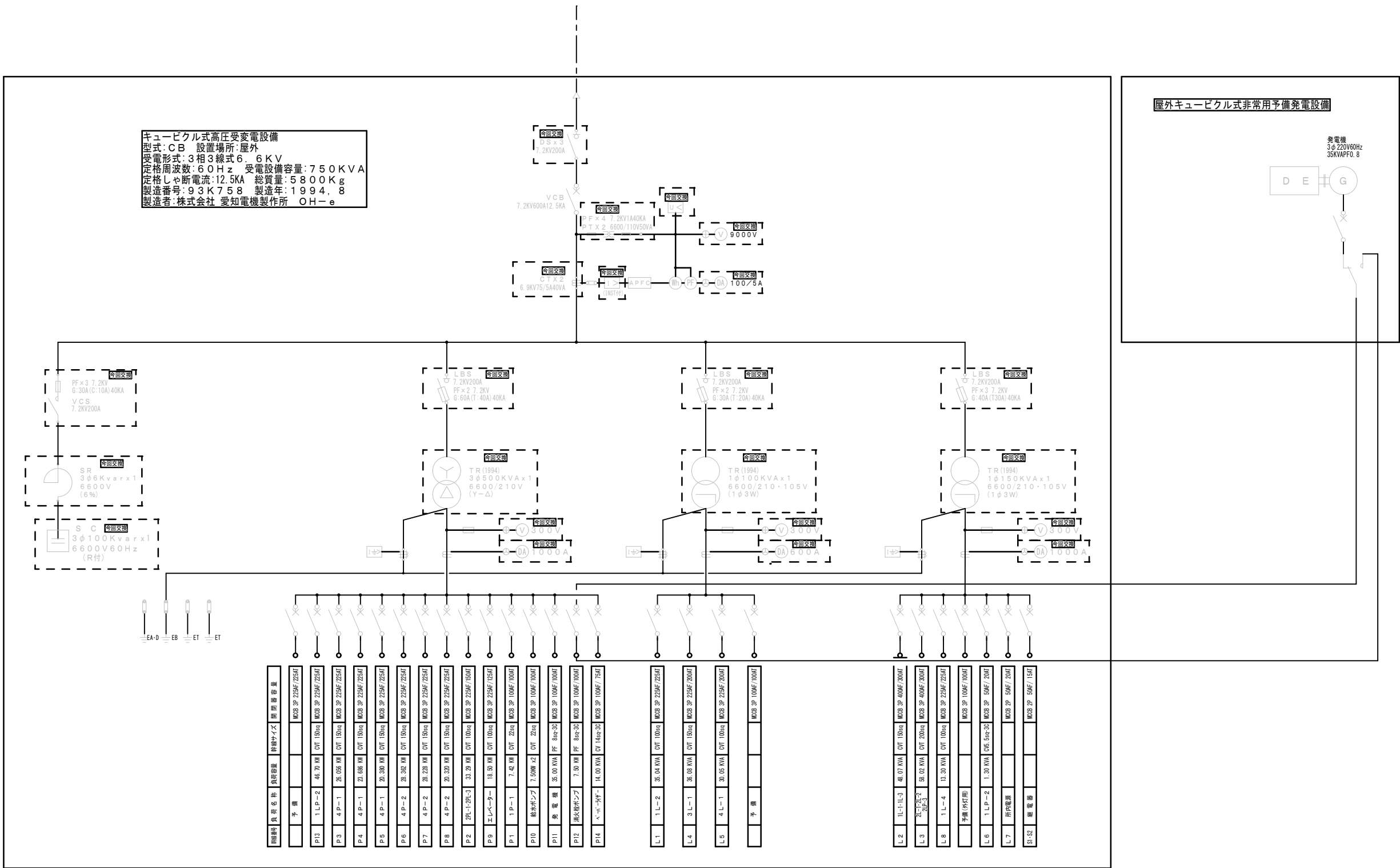
簡易気密型ドア・使用する※使用しない[5.4.2]
品質規格※改修標仕表5.5.1による[5.5.2][5.5.4]
・製造所標準仕様による
簡易気密型ドア・使用する※使用しない
表面仕上げ※HL仕上げ・鏡面仕上げ[5.6.2][5.6.4]
曲げ加工※普通曲げ・角出し曲げ
簡易気密型ドア・使用する※使用しない
マスターキー・製作する・製作しない(既存マスターキーに合わせる)[5.7.4]
モノロックゴール()美和ロック()
シリンダー箱錠ゴール()美和ロック()
シリンダー本締り錠ゴール()美和ロック()
ドアクローザーダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ
フロアヒンジ大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リョービ
ヒンジクローザー大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
リョービ、デンセイオートテック
樹建工業、ユニオン
開閉方法※引き戸・多機能トイレ用引き戸[5.8.2～3][表5.8.1～6]
センサーの種類・光線センサー・熱線センサー
品質規格※改修標仕5.9.3による[5.9.3][表5.9.1]
・製造所標準仕様による
種類・管理用シャッター・外壁用防火シャッター[5.10.2][表5.10.1]
※屋内用防火シャッター・屋内用防煙シャッター
開閉機能※上部電動式(手動併用)・上部手動式[5.10.2]
スラット材質※塗装溶融亜鉛めっき鋼板・溶融亜鉛めっき鋼板[5.10.3]
形状※インターロッキング形・オーバーラッピング形[5.10.2]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの)・設ける※設けない
危害防止機構・障害物感知装置(自動閉鎖型)
・「防火区画」に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能()N/m²(一般重量・外壁用防火のもの)
開閉形式※手動式・上部電動式(手動併用)[5.11.2][表5.11.1]
スラット材質※塗装溶融亜鉛めっき鋼板・
形状・インターロッキング形・オーバーラッピング形[5.11.4]
耐風圧性能()N/m²
オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター
種類・厚さ※建具表による[5.13.2]
種別(区分は図示による)[5.13.2]
※シーリング材(SR-1、シリコン系、9030G)・ガスケット
品質は、JIS A5759による
※ガラス飛散防止フィルム種類(・第2種・)張り面(※内張・外張)
性能値※層間変位試験に適合するもの(B法)

7章 塗装 改修工事	33 カーテン	・既存再使用する（養生方法）[2.3.1][5.1.6] ・新設する[表20.2.14] <table><tr><td>施 工 箇 所</td><td>名 称・品 質</td><td>ひだの種類</td><td>形 式</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・箱ひだ等</td><td>・片ひだ</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・箱ひだ等</td><td>・片ひだ</td></tr></table> 防火加工 消防庁認定の ㊦ とする カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型 カーテンきれ地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・一幅未満は使用しない 暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。 ・両端 ・上部 ※合わせ 天井点検口 ※アルミニウム製（※額縁タイプ ・目地タイプ） 床点検口 ※アルミニウム製 ㊦ステンレス製 受け枠（・） <table><tr><td>種 類</td><td>寸 法</td><td>適用内容</td><td>規格・品質等</td></tr><tr><td>流し台</td><td>※1200 ・1500 ・</td><td>トラップ付</td><td>※優良住宅部品</td></tr><tr><td>コンロ台</td><td>※600 ・700 ・</td><td>バックガード付</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施 工 箇 所	名 称・品 質	ひだの種類	形 式			・箱ひだ等	・片ひだ			・箱ひだ等	・片ひだ	種 類	寸 法	適用内容	規格・品質等	流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品	コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付						8 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)	塗り工法の種別 ・A種 ※B種 ・C種 [7.10.2][表7.10.4]	10 モルタル及びグラウト材	グラウト材 ※無収縮グラウト材（圧縮強度 45N/mm²以上）[8.2.6][8.2.12] 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスターフロー540グラウト(BASFポリリス) ノンシュリンクライトグラウト(A B C 商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの 柱底等の均しモルタル ※無収縮モルタル ・モルタル 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスターフロー870グラウト(BASFポリリス) ノンシュリンクライトグラウト(A B C 商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの
	施 工 箇 所	名 称・品 質	ひだの種類	形 式																														
		・箱ひだ等	・片ひだ																															
		・箱ひだ等	・片ひだ																															
種 類	寸 法	適用内容	規格・品質等																															
流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品																															
コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付																																
35 流し台ユニット		9 合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)	新規の塗りの種別 ・A種 ・B種 [7.11.2][表7.11.1]	11 無筋コンクリート	<table><tr><td>種 類</td><td>設計基準強度 F_o (N/mm²)</td><td>スランプ (cm)</td><td>粗骨材の最大寸法</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>※普通コンクリート</td><td>※18</td><td>※15又は18</td><td>※25</td><td></td></tr></table>	種 類	設計基準強度 F _o (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所	※普通コンクリート	※18	※15又は18	※25																				
種 類	設計基準強度 F _o (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所																														
※普通コンクリート	※18	※15又は18	※25																															
7章 塗装 改修工事	1 材料一般	・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。[7.1.3] ・次の箇所を除き防火材料とする。（ ） 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	10 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	塗り工法の種別 ・A種 ※B種 [7.12.2][表7.12.1]	12 調査管理強度	構造体強度補正值（S）[8.2.5][表8.2.4] （普通ポルトランドセメント） <table><tr><td>打 設 期 間</td><td>補正值 (N/mm²)</td><td>備 考</td></tr><tr><td>3/ 1～7/ 9 9/ 9～11/23</td><td>3.0</td><td></td></tr><tr><td>11/24～2/28</td><td>6.0</td><td></td></tr><tr><td>7/10～9/ 8</td><td>6.0</td><td>暑中コンクリート</td></tr></table>	打 設 期 間	補正值 (N/mm ²)	備 考	3/ 1～7/ 9 9/ 9～11/23	3.0		11/24～2/28	6.0		7/10～9/ 8	6.0	暑中コンクリート																
	打 設 期 間	補正值 (N/mm ²)	備 考																															
3/ 1～7/ 9 9/ 9～11/23	3.0																																	
11/24～2/28	6.0																																	
7/10～9/ 8	6.0	暑中コンクリート																																
2 下地調整	RB種の場合の既存塗膜の除去範囲[7.2.1] 下地調整[表7.2.1～7] <table><tr><td>下地面の種類</td><td>下地調整の種類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>木部</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td>新規はRA種(不透明塗り)</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td>新規はRA種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td>新規鋼製建具はRC種</td></tr><tr><td></td><td></td><td>鋼製建具以外の新規はRA種</td></tr><tr><td>モルタル、プaster面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート及びALCパネル面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td>新規はRA種</td></tr><tr><td>せっこうボード、その他ボード面</td><td>・RA種 ※RB種 ・RC種</td><td>新規せっこうボードで目地処理(継目処理)工法はRA種</td></tr></table> 既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修[表7.2.4～6] ・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示) 塗料種別[7.3.2] 鉄鋼面 ※A種（ ） ・B種[表7.3.1] 仕上げEP-Gの場合 ・A種（ ） ※B種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種[表7.3.2] 仕上げEP-Gの場合 ・A種（ ） ※C種 錆止め塗料塗り[表7.3.3～4] 鉄鋼面塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ※標仕18.3.3による	下地面の種類	下地調整の種類	備 考	木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種(不透明塗り)	鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種	亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規鋼製建具はRC種			鋼製建具以外の新規はRA種	モルタル、プaster面	・RA種 ※RB種 ・RC種		コンクリート及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種	せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規せっこうボードで目地処理(継目処理)工法はRA種	11 オイルステイン塗り (OS)	塗料の種別 ※1液形 ・2液形 [7.13.2][表7.13.1]	13 コンクリートの試験	※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。[8.8.2～3] 20m³以下の場合の試験については、監督職員の指示による。 20～50m³の場合は任意の一車より試料を採取し、各3個供試体を作成する。 50m³以上は 改修標仕8.8.3による。					
下地面の種類	下地調整の種類	備 考																																
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種(不透明塗り)																																
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種																																
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規鋼製建具はRC種																																
		鋼製建具以外の新規はRA種																																
モルタル、プaster面	・RA種 ※RB種 ・RC種																																	
コンクリート及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規はRA種																																
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種	新規せっこうボードで目地処理(継目処理)工法はRA種																																
3 錆止め塗料塗り	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修[表7.2.4～6] ・行わない ・行う(補修範囲及び補修方法は図示) 塗料種別[7.3.2] 鉄鋼面 ※A種（ ） ・B種[表7.3.1] 仕上げEP-Gの場合 ・A種（ ） ※B種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 ・B種[表7.3.2] 仕上げEP-Gの場合 ・A種（ ） ※C種 錆止め塗料塗り[表7.3.3～4] 鉄鋼面塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面の塗りの種別 ・A種 ・B種 ※C種 亜鉛めっき面EP-G塗り替えの場合の種別 ・A種 ・B種 ※C種 新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別 ※標仕18.3.3による	12 木材保護塗料塗り (WP)	工法 ・A種 ※B種 [7.14.2][表7.14.1]	14 型枠	打ち放し仕上げの種別[8.1.4] <table><tr><td>種 別</td><td>施 工 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>・A 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※B 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C 種</td><td></td><td></td></tr></table> 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示[8.7.8]	種 別	施 工 箇 所		・A 種			※B 種			・C 種																			
種 別	施 工 箇 所																																	
・A 種																																		
※B 種																																		
・C 種																																		
4 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	塗り工法[7.4.1～5][表7.4.1～3] <table><tr><td>下地の種類</td><td>塗料種類</td><td>塗り工法</td></tr><tr><td>木部</td><td>※1種 ・2種</td><td>新規(屋外 ※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種 ・)</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>※1種 ・2種</td><td>・A種 ※B種 ・C種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき面</td><td>※1種 ・2種</td><td>※改修標仕7.4.5による ・</td></tr></table>	下地の種類	塗料種類	塗り工法	木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種 ・)	鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・C種	亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.5による ・	9 コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種[8.2.5][表8.2.3] ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない	15 型枠	打ち放し仕上げの種別[8.1.4] <table><tr><td>種 別</td><td>施 工 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>・A 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※B 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C 種</td><td></td><td></td></tr></table> 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示[8.7.8]	種 別	施 工 箇 所		・A 種			※B 種			・C 種							
下地の種類	塗料種類	塗り工法																																
木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種 ・)																																
鉄鋼面	※1種 ・2種	・A種 ※B種 ・C種																																
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.5による ・																																
種 別	施 工 箇 所																																	
・A 種																																		
※B 種																																		
・C 種																																		
5 アクリル樹脂系非水分散形塗料 (NAD)	塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種[7.2.5～6] 塗り工法の種別 ・A種 ※B種[7.7.2][表7.7.1]	10 コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種[8.2.5][表8.2.3] ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない	16 型枠	打ち放し仕上げの種別[8.1.4] <table><tr><td>種 別</td><td>施 工 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>・A 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※B 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C 種</td><td></td><td></td></tr></table> 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示[8.7.8]	種 別	施 工 箇 所		・A 種			※B 種			・C 種																			
種 別	施 工 箇 所																																	
・A 種																																		
※B 種																																		
・C 種																																		
6 耐候性塗料塗り (DP)	塗替えの場合の下地調整 ・RA種 ※RB種 ・RC種[7.2.2][表7.2.1]～[7.2.7][表7.2.7] ・鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替はB種[7.8.2][表7.8.1] ・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替はB種[7.8.3][表7.8.2] 上塗種別 ・ JISK5659（1級） ふっ素系樹脂塗料 ・ JISK5659（2級） シリコン系樹脂塗料 ・ JISK5659（3級） ポリウレタン系樹脂塗料 ・コンクリート面、押出成型セメント板面[7.8.4][表7.8.3] 工法は、表7.8.3 種別は（・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ・C-1種 ・C-2種） 上塗種別 ・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級) ・ JISK5658 主要原料 シリコーン樹脂(2級) ・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)	11 コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種[8.2.5][表8.2.3] ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない	17 型枠	打ち放し仕上げの種別[8.1.4] <table><tr><td>種 別</td><td>施 工 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>・A 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※B 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C 種</td><td></td><td></td></tr></table> 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示[8.7.8]	種 別	施 工 箇 所		・A 種			※B 種			・C 種																			
種 別	施 工 箇 所																																	
・A 種																																		
※B 種																																		
・C 種																																		
7 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	塗り工法[7.9.2～5][表7.9.1～4] <table><tr><td>下地の種類</td><td>塗り工法</td></tr><tr><td>コンクリート、モルタル、プaster、その他ボード面</td><td>新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)</td></tr><tr><td>木部</td><td>新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)</td></tr></table> 塗替えの場合のシーラー ※改修標仕 7.9.2による ・行わない	下地の種類	塗り工法	コンクリート、モルタル、プaster、その他ボード面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)	木部	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)	鉄鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)	亜鉛めっき鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)	12 コンクリートの材料	※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種[8.2.5][表8.2.3] ・高炉セメントB種 適用箇所（ ） ・フライアッシュセメントB種 適用箇所（ ） ・アルカリシリカ反応による区分 ※A ・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない	18 型枠	打ち放し仕上げの種別[8.1.4] <table><tr><td>種 別</td><td>施 工 箇 所</td><td></td></tr><tr><td>・A 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※B 種</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・C 種</td><td></td><td></td></tr></table> 外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示[8.7.8]	種 別	施 工 箇 所		・A 種			※B 種			・C 種									
下地の種類	塗り工法																																	
コンクリート、モルタル、プaster、その他ボード面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)																																	
木部	新規(※A種 ・) 塗替え(※B種 ・)																																	
鉄鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)																																	
亜鉛めっき鋼面	新規(・A種 ・B種) 塗替え(※B種 ・)																																	
種 別	施 工 箇 所																																	
・A 種																																		
※B 種																																		
・C 種																																		

個人情報取扱注意事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。 （基本事項） 第 1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第 2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第 3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第 4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第 5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第 6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第 7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第 9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 （1）紙媒体 シュレッダーによる裁断 （2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （罰則等の周知） 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 （苦情の処理） 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （事故発生時における報告） 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （契約解除及び損害賠償） 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。			

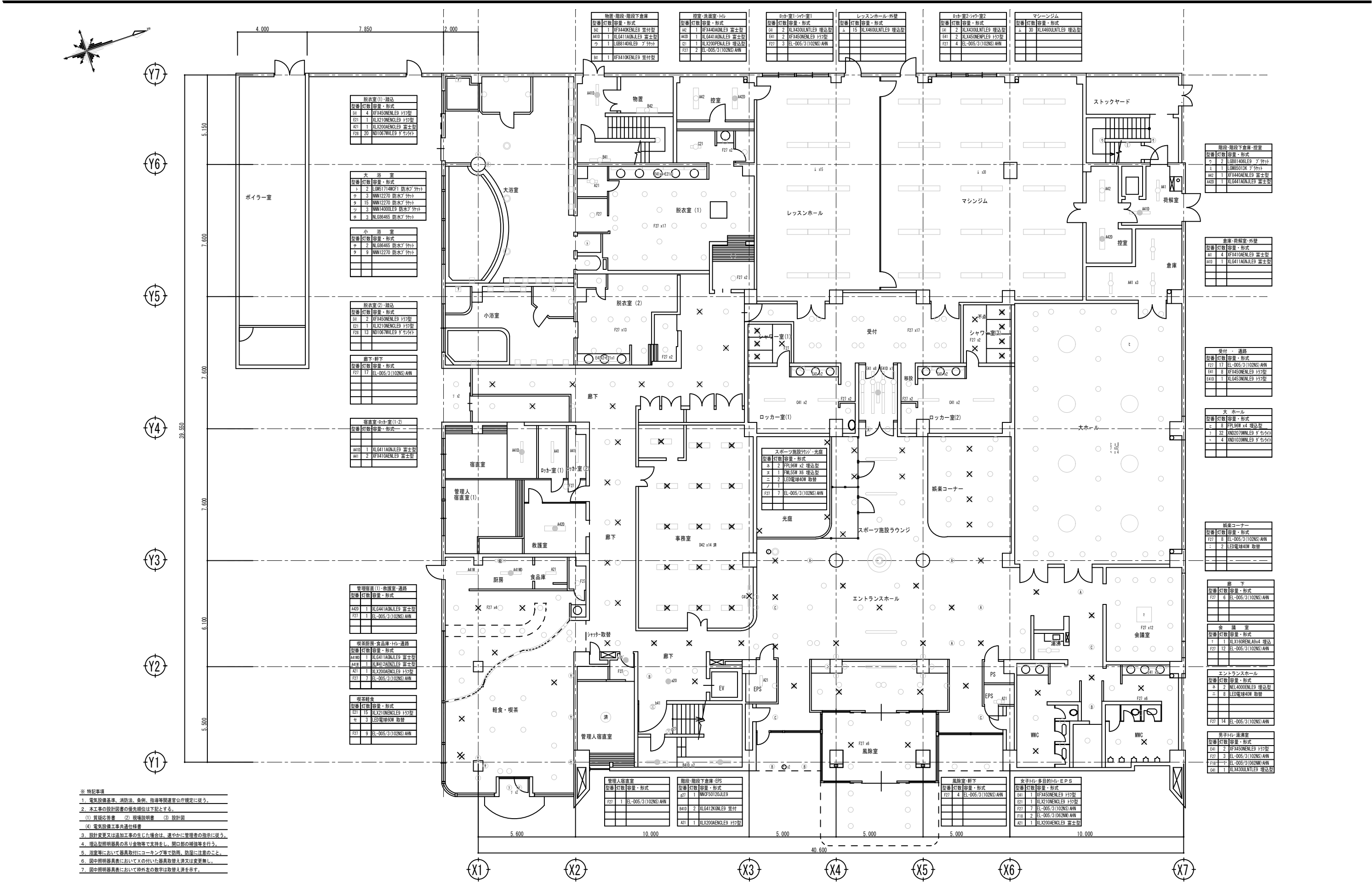


霞ヶ浦会館照明設備改修工事	訂正：備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信	付近見取図			scale S:1/2500	no
			approved y.miyata	check	drawn y.miyata	date 2.025 年 03月 20日	A-05



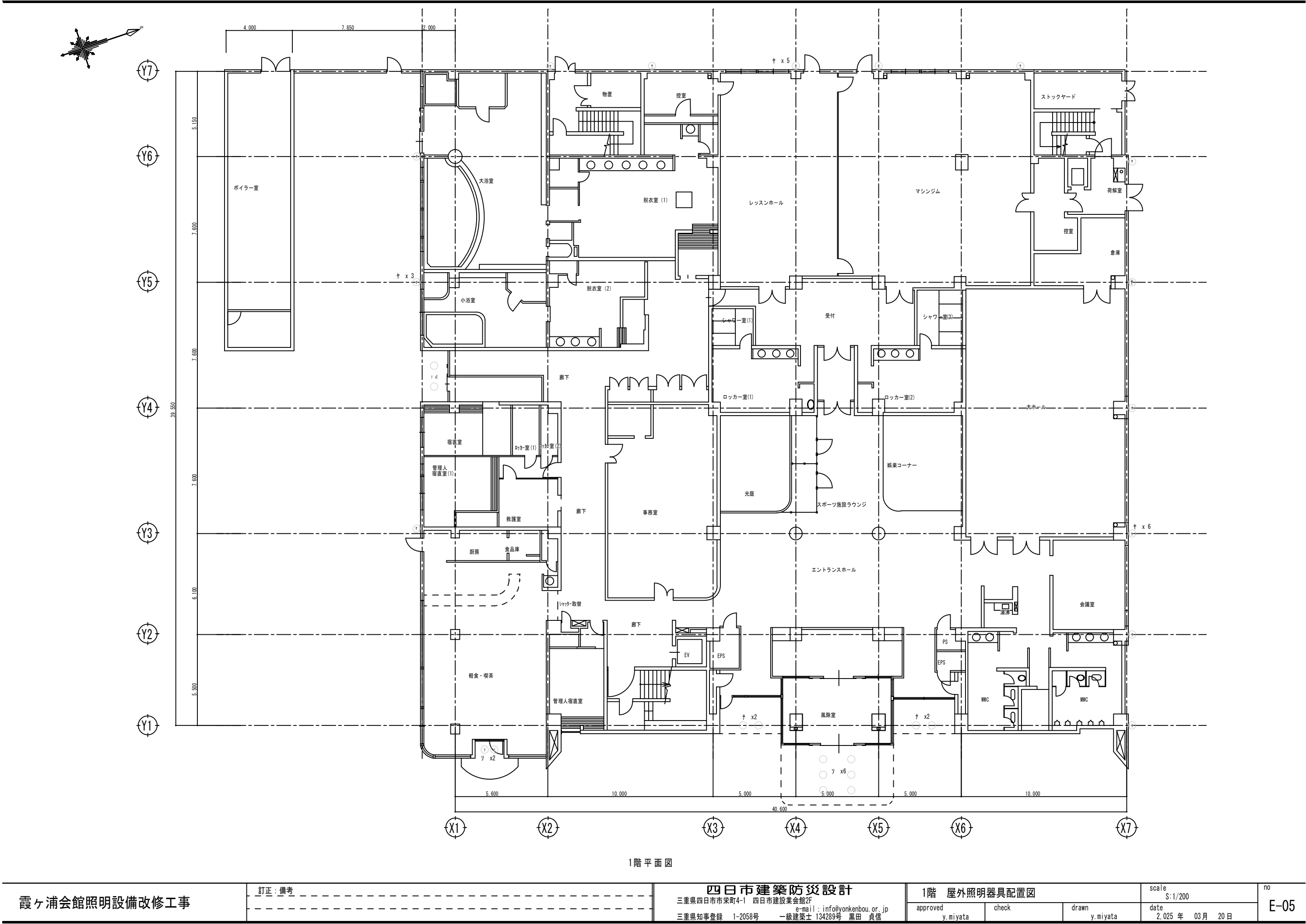
霞ヶ浦会館照明設備改修工事	訂正：備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F e-mail: info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信	LED照明器具姿図			scale Non	no E-C
			approved y.miyata	check	drawn y.miyata	date 2,025 年 03 月 20 日	





- ※ 特記事項
- 電気設備基準、消防法、条例、指導等関連法令規定に従う。
 - 本工事の設計図書は優先順位は下記とする。
 - (1) 質疑応答書 (2) 現場説明書 (3) 設計図
 - 電気設備工事共通仕様書
 - 設計変更又は追加工事の生じた場合は、速やかに管理者の指示に従う。
 - 埋込型照明器具の吊り金物等で支保を、開口部の補修等を行う。
 - 浴室等において器具取付にコーキング等で防水、防湿に注意のこと。
 - 図中照明器具表において×の付いた器具取替え又は変更無し。
 - 図中照明器具表において特記の数字は取替え済を示す。

1階改修照明器具配置図



1階平面図

霞ヶ浦会館照明設備改修工事	訂正：備考	四日市建築防災設計 三重県四日市市栄町4-1 四日市建設業会館2F e-mail : info@yonkenbou.or.jp 三重県知事登録 1-2058号 一級建築士 134289号 黒田 貞信	1階 屋外照明器具配置図			scale S:1/200	no
			approved y.miyata	check	drawn y.miyata	date 2,025 年 03月 20日	E-05

